

事例研究～中国ビジネス法務

(第89回)

外国人の指紋採取制度スタート

北京市大地法律事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊 珑



今年1月の公安部の公告により、外国人が中国に入国する際、指紋採取を行うことが発表されました。実際には2月10日から深セン空港等で試験的に開始され、その後順次拡大されることです。現在、北京市、上海市、杭州市など外国人の利用頻度の高い空港で、外国人に対する入国時の指紋採取が始まっています。

◆今回採用された制度内容

2017年1月29日付の公安部公告によれば、指紋採取は14歳から70歳までの外国人を対象に行われ、例外的に採取を免除する規定のある一部ケースを除き、入国時は一律に指紋採取に応じなければならぬとされています。免除される者は、(1) 外交旅券や査証を有する者(2) 中国との2国間協定等により、両国で相互に指紋採取免除扱いを認めている国籍を持つ者—などごく少数に限られており、日本国籍を持つ駐在員のほぼ全員が、中国入国時に指紋採取の対象となると思われます。

また、指紋採取制度の導入によって、今後入国審査の合理化・迅速化が進むメリットがあるため、入国手続きがよりスムーズになるとして中国関連業務に従事するビジネスパーソンはその導入に期待しているようです。一方で、生体認証システムの不正利用が懸念される昨今、個人情報保護の面から指紋採取導入を不安視する見方もあるようです。

◆「インターネット+行政」を実現する手段の一つ

本稿第83回でも解説した通り、中国国务院が「インターネット+」の方針を提起した後、中国では複数の政府機関が提携し、行政が管理する情報ネットワークを構築しています。本制度を実施する公安部も、管理の一環としてこれを重視しています。

このような提携の目的は、ビッグデータ技術を用いて情報分析を行い、各分野の行政管理を強化し、個々の企業や外国人個人に対して信義誠実の義務や法順守義務の履行促進をいつそう強化することにあると言えます。

また今回のことは、中国社会において、法令順守や信用の維持がいつそう重要性を帯びてきていることを示しています。直近の例を挙げれば、最近改革が行われた外国人就労許可制度でも、雇用者が外国人を雇用する条件に「重大な違反による信用失墜記録がないこと」という条件が追加されました。つまり、信用失墜記録があると、自社の外国人就労許可の申請に悪影響が及ぶ可能性があるということです。

◆国際的な最先端の基準への適合

この度実施される入国時の指紋採取制度は、日本など他の国でも早くから導入されている制度であり、強い違和感を覚えることはないと 思います。前述の通り、指紋認証の支払端末などで生体認証システムの利用が進む現代中国のハイテク・情報社会において、今後は企業や個人の法令順守がよりいつそう求められることとなるのではないでしょうか。

